

議 事 録

令和4年5月6日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和4年第5回山鹿市農業委員会総会議事録

令和4年5月6日(金) 13時22分から14時35分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名：

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江 智紀 局長補佐：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治
農政係長：富田 和貴 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名 14番 坂本 照子

5. 議題

議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第38号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
議案第39号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第40号 農地転用事業計画変更承認申請
議案第41号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第42号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第43号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（農地中間管理機構）
議案第44号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
報告第8号 農地法第3条第3の規定による届出

1. 開 会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。



2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

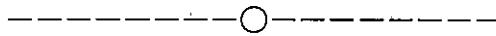
皆さんこんにちは。本日の総会は、農業委員総数 14 人全員の出席で定足数を満たしており、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により総会が成立することをご報告します。

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

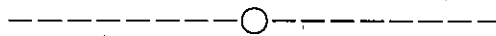
ただ今から、令和 4 年第 5 回総会を開会致します。



3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は 9 番 光永太委員、10 番 志方精之委員にお願いします。



4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第 37 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 37 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号 70 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の 1 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 71 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書の 2 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 72 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得によるものです。
調査書の 3 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 73 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書の 4 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 74 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書の 5 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 75 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書の 6 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 76 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書の 7 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 77 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、規模拡大によるものです。
調査書の 8 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 78 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書の 9 ページ記載のとおりです。議案書 10 ページをお願いします。

提案番号 79 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得によるものです。
調査書の 10 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 80 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の実家周辺であることから、耕作便利によるものです。
調査書の 11 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 81 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の実家周辺であることから、耕作便利によるものです。
調査書の 12 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 82 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書の 13 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 83 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の 14 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 84 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の 15 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 85 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書の 16 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上 16 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 70 番から 76 番を北部地区担当委員

6 番（稲葉和弘君）

提案番号 70 番から 76 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 77 番及び 78 番を南部地区担当委員

5 番（徳丸誠次郎君）

提案番号 77 番及び 78 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 79 番から 85 番を東部地区担当委員

8 番（米岡一利君）

提案番号 79 番から 85 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

12番（田中春雄君）

提案番号83番についてお尋ねします。土地の所在の2段の筆について登記地目及び現況地目が山林となっていますが、これはどういうことですか。

○事務局（北原薫君）

元々、農地が山林化して地目が山林になっております。今回、譲受人が栗を植栽する計画であるため受付を行っているところです。

○事務局（入江智紀君）

農地法は現況主義のため、登記地目が農地以外であっても、肥培管理がなされている場合には農地法の適用を受けることとなります。農家台帳の中で、登記地目が山林で、現況が農地のため登録している筆もあります。今回は、山林を伐採して栗を植栽し、今後、農地として管理していくために、総会で審議していただいているところでございます。

○事務局（坂口美治君）

今後の取り扱いにつきましては、申請段階において、内容等を慎重に精査しながら、適正な事務処理に努めていきます。

○議長（坂本照子君）

田中委員よろしいですか。

12番（田中春雄君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第37号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第38号、農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第38号、農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請です。

提案番号5番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、農業者年金再設定によるもので、10年の使用貸借権設定です。

調査書の17ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上1件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号5番を北部地区担当委員

1番（多久正光君）

提案番号5番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第38号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第39号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案39号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号8番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の田61㎡を店舗駐車場に転用する案件です。なお、申請地は、長年駐車場として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

調査書の18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、1件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号8番を北部地区担当委員

11番（廣松久喜君）

提案番号8番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第39号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第40号、農地転用事業計画変更承認申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第40号、農地転用事業計画変更承認申請です。

提案番号6番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

当初転用者は法人で、令和元年に申請地を含む複数の農地について宅地分譲地に転用する許可を受けましたが、資金繰りが悪化し、事業の継続が困難となったため、事業者を変更するものです。

調査書の20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、承認相当と判断しております。

以上、1件です。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1番（多久正光君）

提案番号6番は、令和元年に許可が下りていますが、現在まで、地目は畑として管理されているのですか。今度購入した者が、宅地に地目を変える事になるのですか。

○事務局（北原薫君）

本案件の経緯につきましては、令和元年7月5日付けで、宅地分譲を目的とした許可がおりて、所有権移転の手続きを経て、譲受人である当初転用者の名義になっています。その後、資金繰りが悪化し、事業の目的どおりに完了していないため、台帳地目は畑のままで現在に至っています。購

入した事業者が、所有権移転登記を行い、その後、地目の変更を行うこととなります。

○事務局（坂口美治君）

補足しますが、農地転用の許可をもって所有権移転登記は出来ますが、目的どおりに事業を完了しないと地目は変わらない流れとなっています。

○議長（坂本照子君）

多久委員よろしいですか。

1 番（多久正光君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 40 号は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 41 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 41 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 30 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 941 m²を取得し、建築用資材置場兼作業場として転用する案件です。調査書の 22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 31 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田 2 筆計 175 m²を取得し、申請地に隣接する消防小屋の駐車場として転用する案件です。

調査書の 24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 32 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 2 筆計 457 m²に使用貸借権を設定し、隣接する宅地と合わせて一般個人住宅及びその進入路として転用する案件です。なお、申請地は昭和 54 年に申請者親族が同様の許可を受け、通路部分の事業のみ実施されています。その後、全ての事業が完了しないまま亡くなったことで許可が消失したため、今回、改めて転用の申請がなされたものです。

調査書の 26 ページに立地基準を、27 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 33 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 2 筆計 450 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。調査書の 28 ページに立地基準を、29 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 34 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田 485 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。調査書の 30 ページに立地基準を、31 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 35 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑 289 m²を取得し、周辺の宅地等と合わせて 3 区画の宅地分譲地に転用する案件です。

調査書の 32 ページに立地基準を、33 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 36 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田、畑 4 筆計 1,437 m²を取得し、宅地分譲地として転用する案件です。調査書の 34 ページに立地基準を、35 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 37 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 4 筆計 1,978.21 m²を取得し、集合住宅 3 棟に転用する案件です。調査書の 36 ページに立地基準を、37 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 38 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 375 m²に使用貸借権を設定し、一般住宅として転用する案件です。調査書の 38 ページに立地基準を、39 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 39 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 403 m²に使用貸借権を設定し、隣接する宅地 200 m²と合わせて一般住宅に転用する案件です。なお、申請地には法面のため有効利用出来ない面積が 100 m²あります。調査書の 40 ページに立地基準を、41 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 40 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田 328 m²を取得し、資材置場として転用する案件です。調査書の 42 ページに立地基準を、43 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 41 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の畑 546 m²を取得し、一般住宅に転用する案件です。
調査書の 44 ページに立地基準を、45 ページに一般基準を記載しています。
本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 42 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の田 278 m²を取得し、一般住宅に転用する案件です。
調査書の 46 ページに立地基準を、47 ページに一般基準を記載しています。
本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
以上、13 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 30 番から 31 番を北部地区担当委員

12 番（田中春雄君）

提案番号 30 番から 31 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 32 番から 40 番を南部地区担当委員

3 番（森喜代輝君）

提案番号 32 番から 40 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 41 番から 42 番を東部地区担当委員

2 番（守川千穂君）

提案番号 41 番から 42 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 41 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。
議案第 42 号については、隈部副会長を臨時議長として、議事の総理をお願いします。

○臨時議長 (隈部誠一君)

議案第 42 号については、13 番と 14 番案件の申請人が、14 番坂本会長の同居親族であり、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、坂本会長は議事に参与することができませんので、私が臨時議長となり、議事を総理します。

それでは、議案第 42 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局 (一法師進君)

議案第 42 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 11 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 12 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。
いずれも 4 月 14 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っております。

提案番号 13 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 14 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。
いずれも 4 月 22 日に売買会議を開催し内容の確認を行っております。

なお、提案番号 11 番から 14 番に係る調査書内容については、調査書 48 ページから 50 ページに記載のとおりで農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○臨時議長委 (隈部誠一君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○臨時議長 (隈部誠一君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○臨時議長 (隈部誠一君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。
これをもちまして、議長を坂本会長と交代します。

○議長 (坂本照子君)

ありがとうございました。

次に、議案第43号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (富田和貴君)

議案第43号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)でございます。

今回の利用権設定は、新規設定46件、その面積は72,628㎡でございます。

提案番号82番から47ページの提案番号102番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻・麦、WCS等を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査内容については、調査書51ページから56ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第44号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (富田和貴君)

議案第 44 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 40 件、再設定が 14 件でその面積は、74,518 m²でございます。

提案番号 90 番から 101 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容については、水稲、たばこ、野菜等を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査内容は、調査書 59 ページから 66 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

提案番号 92 番から 95 番の法人については、今回が初めての申請となりますので法人の概要について説明いたします。調査書の 57 ページをご覧ください。

農地所有適格法人については、①法人形態要件 ②事業要件 ③議決権要件 ④役員要件の 4 つの要件全てを満たすことによって、農地の所有権等を取得して農業経営を行うことのできる法人です。

まず、「法人形態要件」につきましては、「平成 30 年 4 月 12 日に合同会社」として法人登記がなされております。

次に「事業要件」につきましては、主たる事業が農業であることとなります。定款及び履歴事項全部証明書に「農産物の生産・加工、販売」等の記載があります。

次に「議決権要件」につきましては、総議決権の過半は農業関係者となっております。本法人の議決権は 3 で、そのうち法人の農業常時従事者の占める議決権が 3 であります。

最後に、「役員要件」につきましては、役員 3 名のうち全員が年間 150 日農業に従事しております。以上 4 つの要件の全てを満たしております。

提案番号 101 番の法人についても、今回が初めての申請となりますので法人の概要について説明いたします。調査書の 58 ページをご覧ください。

まず、「法人形態要件」につきましては、「令和 3 年 5 月 25 日に合同会社」として法人登記がなされております。

次に「事業要件」につきましては、主たる事業が農業であることとなります。定款及び履歴事項全部証明に「農産物の生産・加工、販売」等の記載があります。

次に「議決権要件」につきましては、総議決権の過半は農業関係者となっております。本法人の議決権は 3 で、そのうち法人の農業常時従事者の占める議決権が 3 であります。

最後に、「役員要件」につきましては、役員 2 名のうち全員が年間 150 日農業に従事しております。以上 4 つの要件の全てを満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 44 号は、原案のとおり決定することに賛

成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長 (坂本照子君)

次に、報告第8号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

報告第8号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和4年3月に届出がありました件数は13件、筆数の合計は60筆、面積の合計は64,526㎡でございます。詳細につきましては、58～59ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

質問等がないようですので、報告第8号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和4年第5回総会を閉会いたします。

-----○-----

6. 閉 会

○隈部副会長 (隈部誠一君)

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

9番 農業委員

大永光

10番 農業委員

志不構之